

平成29年度の年度評価の視点

第2期中期計画の3年目である平成29年度の年度計画は、「第3期中期計画に向けた、経営改善（中長期ビジョン・経営改善プログラムの策定）に取り組むとともに、平成30年度に予定されている診療報酬改定に係る情報収集に努め、医療を取り巻く環境の変化に迅速に対応するなかで、県民の視点に立った、より安全で質の高い医療サービスを安定的に提供」することを目標に、第2期中期計画の達成に向け必要な事項を基本に策定された。

この年度計画に基づき、地方独立行政法人長野県立病院機構が実施した業務の実績に関する評価は、「地方独立行政法人長野県立病院機構の評価に関する基本方針」及び「地方独立行政法人長野県立病院機構の各事業年度の業務実績に関する評価実施要領」によるほか、次の視点で行うものとする。

1 平成29年度の年度計画の実施状況に対する評価の視点

年度計画に沿った病院運営が確実に行われ、県民に提供するサービス及び業務の質の向上や、業務運営の改善及び効率化が図られているかどうか検証し、その成果や取組の状況について評価を行う。

2 平成28年度評価の「今後に向けた課題」への取組に対する評価の視点

平成28年度評価で指摘した課題を克服するため、具体的な取組が行われ、確実に改善されているか、あるいは改善の見込みがあるかどうか検証し、課題への対応状況について評価を行う。

3 中期目標の期間（H27～H31年度）の進捗状況に対する評価の視点

平成29年度における取組が、中期計画の着実な達成のために十分なレベルに達しているかどうか検証し、中長期的な視点から評価を行う。

地方独立行政法人長野県立病院機構の評価に関する基本方針

(制定：平成 30 年 6 月 5 日)

長野県知事（以下「知事」という。）が、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「機構」という。）の業務の実績に関する評価を実施するにあたっては、以下の方針に基づくものとする。

1 目的

知事が行う評価は、機構の業務の質の向上、業務運営の改善及び効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標に合わせて行う項目別評定（以下「項目別評定」という。）と項目別評定を基礎とした機構全体を評価する総合評定によって行う。
- (2) 評価は、目標及び計画に掲げる指標を基準とする絶対評価によって行う。
- (3) 評価にあたっては、機構の事務及び業務の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のあるものとする。
- (4) 評価にあたっては、機構が地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 28 条第 2 項に基づき作成する、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を活用する。
- (5) 県民への説明責任を果たす観点から、評価結果を通じて、中期目標及び中期計画の達成状況や取組状況を分かりやすく示す。
- (6) 機構の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標及び計画については、達成状況の他に取組の過程や内容を評価するなど、積極的な取組として適切に評価を行う。
- (7) 機構への業務実績に関するヒアリングの実施や地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会からの意見聴取などにより、評価の公平性及び正確性を確保する。
- (8) 法第 28 条第 5 項の評価の結果は、目標の達成状況及び計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載し、公表する。

3 評価の種別

知事は、法第 28 条第 1 項に規定する次の業務の実績に関する評価を実施する。

- (1) 法第 28 条第 1 項第 1 号に定める、各事業年度の終了後に実施する業務の実績の評価（年度評価）
- (2) 法第 28 条第 1 項第 2 号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施する中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（中期目標期間見込評価）
- (3) 法第 28 条第 1 項第 3 号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施する中期目標の期間における業務の実績の評価（中期目標期間評価）

4 その他

評価方法の詳細については、別途定めるものとする。

地方独立行政法人長野県立病院機構の各事業年度の業務実績に関する評価実施要領

(制定：平成 30 年 6 月 5 日)

「地方独立行政法人長野県立病院機構の評価に関する基本方針」に基づき、長野県知事（以下「知事」という。）が、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「機構」という。）の各事業年度の業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたって必要な事項（以下「実施要領」という。）を定める。

1 目的・趣旨・方針

- (1) 年度評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 年度評価は、各事業年度における業務の実績について、機構による自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、機構の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。
- (3) 年度評価は、目標・計画の達成状況にかかわらず、機構全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく機構全体の評定に反映させるなど、当該年度における機構のマネジメントの状況にも留意するものとする。
- (4) 予想し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して機構が自主的な努力を行っていた場合には、評定において考慮するものとする。

2 自己評価結果の活用等

- (1) 地方独立行政法人法第 28 条第 2 項に基づき作成する報告書（以下「報告書」という。）は、県民に対する説明責任の履行及び機構の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とするとともに、知事が行う評価のための情報提供に資するものとする。
- (2) 知事は機構に対して、知事の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある報告書の作成を求めるものとする。
- (3) 知事は年度評価において、客観性を考慮しつつ報告書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行うものとする。また、機構から質の高い報告書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、報告書を最大限活用し、当該報告書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行うものとする。
- (4) 知事は、機構の業務実績及び目標・計画の達成状況について報告書等により把握・分析し、機構業務の政策・施策への適合性、機構理事長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うものとする。
- (5) 機構は、知事による評価の円滑化に資するよう、報告書の作成にあたっては次の点に努める。
 - ア 中期目標、中期計画及び年度計画で定められた指標について、目標・計画と実績を比較した評価を行う。
 - イ 機構の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。
 - ウ 業務実績、目標・計画の達成状況及び機構内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、可能な限り最小の単位で評価を行う。その際、報告書の作成が機構の過度な負担

とならないよう配慮しつつ、当該自己評価を適正に行うための評価単位を統合したものが、知事が行う評価単位と整合するよう留意する。

エ 自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。

オ 自己評価及び知事による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策が示されているものについては、次年度以降の報告書において、その実施状況を記入する。

3 評価単位の設定

項目別評定は、中期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

4 評価の方法等

知事は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、次の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

(1) 評価の手順及び手法

ア 機構に対し、評価において必要かつ十分な資料の提出を求める。

イ 評価にあたって機構理事長等からのヒアリングを実施するほか、監事等からも意見を聴取するなど、役員等から必要な情報を収集し、機構の実情を踏まえた的確な評価を実施する。また、地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会からの意見聴取も行う。

ウ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。

エ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。

オ 定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の対比により、成果実績1単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要とされたか（アウトプット単位当たりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとまりごとの財務情報等を活用する。

カ 過去の関連する監査等の結果を活用する。

キ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。

ク 機構の過去の実績との比較・分析を行う。

ケ 機構全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握しがたい場合には、病院等ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。

上記のほか、必要に応じて次に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。

- ・ 機構に対する現地調査
- ・ 他の病院等との比較・分析

(2) 評価の視点

業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、業務の特性に応じた評価の視点を設定し、機構に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

5 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 項目別評定

ア 評定区分は、「S、A、B、C、D」の5段階とし、「B」を標準とする。

イ 評定区分と各評価項目の業務実績の関係は次のとおりとする。

小項目の評定区分		判断の目安となる業務実績
S	年度計画を大幅に上回って達成している	年度計画に記載された事項を量及び質的に上回る実績・成果が得られていると認められる項目（定量的目標においては対年度計画値の120%以上）
A	年度計画を上回って達成している	年度計画に記載された事項を上回る実績・成果が得られていると認められる項目（定量的目標においては対年度計画値の110%以上120%未満）
B	年度計画を達成している	年度計画に記載された事項を達成していると認められる項目（定量的目標においては対年度計画値の100%以上110%未満）
C	年度計画を下回っており改善を要する	年度計画に記載された事項を下回っており、改善を要する項目（定量的目標においては対年度計画値の60%以上100%未満）
D	年度計画を大幅に下回っており抜本的な改善が必要である	年度計画に記載された事項を大幅に下回っており、抜本的な改善を要する項目（定量的目標においては対年度計画値の60%未満）

大項目の評定区分	判断の目安となる業務実績
S	中期計画の達成に向けて特筆すべき進行状況にある
A	中期計画の達成に向けて順調に進んでいる
B	中期計画の達成には概ね順調に進んでいる
C	中期計画の達成のためには改善を要する
D	中期計画の達成のためには抜本的な改善が必要である

ウ 次の場合には、評定において考慮するものとする。

- (ア) 予想し難い外部要因により業務が実施できなかった場合
- (イ) 外部要因に対して機構が自主的な努力を行った場合
- (ウ) 先駆的な取り組みや創意工夫を行った場合

(2) 総合評定

ア 記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評定を付して行う。

イ 評定区分は、「S、A、B、C、D」の5段階とする。

ウ 評定区分と業務実績の関係は次のとおりとする。

評定区分	判断の目安となる業務実績
S	全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる
A	全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる
B	全体として概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる
C	全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する
D	全体として中期計画における所期の目標を下回っており、抜本的な改善が必要である